

第2次八尾市人権教育・啓発プラン進行管理【総括表】(H30年度実績)

資料4

章	節	項	号	項 目	実 績	課 題 等
5	1	1		就学前における人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 園内保育授業研究会等を通じ、市立幼稚園の教育課程に係る指導助言等を行った。また、主任研修会を開催し、幼稚園の全体の教育の質の向上について研修を行った。 ● 各学校園における人権教育の推進計画や人権学習の実施計画および、その実施状況について各学校園の人権教育担当者から報告を受け、交流をした。市内学校園における人権教育の実施状況や成果と課題を把握し、各学校園の取り組みを共有することで、より一層の人権教育の充実を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼稚園と小学校とのスムーズな接続、また認定こども園への移行を意識した教育課程になるように、指導・助言を引き続き行う必要がある。 ● 部落問題学習や在日外国人教育、障がい者理解教育、男女共生教育などの人権課題について各学校園での体系的な取り組みが、引き続き必要である。また、インターネットやSNSを使ったいじめの問題、子どもの貧困等、子どもを取り巻く課題は山積しており、各学校園での取り組みが重要となっている。
5	1	2		学校における人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 校内授業研究会や学校訪問及び教育課程編成に関する研修会を実施し、八尾市立小学校・中学校・特別支援学校の教育課程に係る指導助言を行った。 ● 全学校園に対して人権教育推進における課題ならびに重点指導事項、人権学習年間計画、人権教育に関する研修状況、特色ある人権学習の事例、校種間連携の取り組み状況、家庭・地域連携の取り組み状況、PTA人権研修状況、人権教育に係る教材・資料集等の周知及び活用状況等を調査するとともに、人権教育担当者による実践交流会を前期・後期において実施することにより、人権教育の推進状況・人権教育の実施状況の把握に努め、さらなる推進に向けての課題提起等を行った。 ● 多文化キッズサマースクール「オリニマダン」小学生の部は延べ194人、中学生の部は37人の参加があり、教職員は142人が企画・運営に関わった。ウリカラゲモイムでは、多文化の理解を含め、回を重ねるごとに、活動が活発になっている。機関紙の発行は、年7回を数え、取り組みの成果の普及・拡大を図った。 ● 外部講師を招聘し、男女共生教育の研修会を実施した。幼小中合わせて、61名の参加があり、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めた。また、性的マイノリティなど多様な性への理解を深め、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画の取り組みをすることができた。 ● 小学校の入学説明会にて、「子どもの権利条約」リーフレットを全ての新入生家庭に配付し、保護者への啓発とともに、各学校への人権学習教材としての活用を促した。 ● 子どもが利用できる施設や、八尾市の地理・統計・産業・環境問題、子どもの悩みに対応する相談機関などを情報発信するとともに、クイズで楽しく八尾のことを知ることができるコンテンツを掲載している。また、子どもが参加できる講座やイベント等の最新情報を掲載した。 ● デートDVについての正しい知識と理解を深めるため、市内公立中学校と私立中学校の生徒を対象にリーフレットを配付したほか、人権啓発セミナーや男女共同参画研修開催時等の機会に配付した。 ● 八尾市内全小学校でCAP子どもワークショップを実施した。子ども自身が自らの力で身を守ることや、暴力によらない解決方法などについて考え、互いに意見を述べて交流し、ロールプレイに加わるなど、参加型学習の形で行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学習指導要領に基づく教育課程の編成・実施、加えて各学校において地域や児童・生徒の実態に応じた特色ある教育活動を推進し、地域からの信頼・協力が得られる学校づくりが必要不可欠である。 ● 各校において取り組みを点検・評価し、その取り組みの成果と課題を共有し、子どもの実態に即した新たな取り組みにつなげていく必要がある。 ● 外国にルーツのある子どもたちが、アイデンティティを高め、ありのままに生きることができ、周りの仲間がちがいを豊かさにとらえることができるような取り組みを続けることが重要である。また、外国から日本の学校に直接編入するケースも増え、新たな課題への対応が必要となっている。 ● 継続して、学校園での男女共同参画社会についての研修を続けていく必要がある。 ● 入学説明会にて、リーフレットの配布を毎年している。保護者への啓発をしているが、こどもたちを取り巻く状況は依然として厳しく、これまで積み重ねてきた人権教育をさらに広めていかなければならない。 ● 年間アクセス数は目標値を達成でき、前年度のアクセス数を上回った。子どもたちにわかりやすい表現でイベントや相談機関の情報を随時掲載する等、最新の情報を掲載するように努めたため、より多くの子どもたちにアクセスしてもらえた。今後も、さらに子どもたちの声を取り入れたページづくりを行う必要がある。 ● リーフレットの作成にあたり、若年層向けには平易な表現や、わかりやすい内容にすることが必要となる。また、幅広く周知・啓発していくため、より多くの様々な場面での配布が必要である。 ● 日々変化が激しい社会情勢において、様々な課題のなかで、各学校や地域の実情に応じたプログラム内容を検討し、実施することが必要である。
5	1	3		子どものいじめ防止等の取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● いじめに関する研修を増やし、未然防止の取り組みについて、実際にいじめが発生した場合の対応について、学校園の教職員に対して、研修を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ● いじめ事案が多様化、複雑化する中で、事案の解決に向けてはとりわけ初期対応が重要であり、それを誤ると重篤化することもある。すべての教職員が国等から示されているいじめ対応に係る内容について理解するとともに、各学校で作成しているいじめ対応方針についても再確認し、熟知することが必要である。また、万が一いじめ事象が生じた際、PDCAサイクルで迅速かつ組織的に対応を進めることができるよう、教育委員会による研修を充実させる必要がある。

章	節	項	号	項	目	実	績	課	題	等
5	1	4		保育・教育関係職員への人権研修の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 大阪保育子育て人権研究集会、大阪保育子育て人権情報研究センター講座等を通じて、「人権を大切に育てる心」を育てる保育を推進するための学習・研究を行った。 ● 教職員の人権意識の高揚と資質の向上を図るため、人権教育研修講座を6回、人権教育管理職研修を3回開催した。人権教育研修講座は延べ329人の参加があり、人権問題に関する教職員のニーズに応える内容となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育に人権の視点を取り入れ、より効果的な研修になるように内容の選択、保育実践への応用を行っていく必要がある。 ● 新しい人権課題もあることから、それらを網羅して取り組みを進めていくことが課題である。また、人権を基盤とした学校園運営を推進するために管理職が各種人権課題に対して正しく理解することは必要である。今後も管理職に対する人権研修講座の位置づけは、重要である。 				
5	2	1		企業等における人権啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業人権協議会主催研修時に、未加入事業所に向けてのセミナー案内や加入案内を配布した。また、ハローワーク布施との共催事業である公正採用選考人権啓発推進員研修会においても加入勧奨を行った。 ● 八尾市企業人権協議会会員事業所でなくても参加できる人権啓発セミナーを実施し、53名の参加があり、啓発及び八尾市企業人権協議会への加入促進に努めた。 ● 「労働情報やお」を発行し、八尾市企業人権協議会会員事業所ほか、市内事業所や関係機関に配架し、啓発を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 八尾市企業人権協議会主催研修会やハローワーク布施との共催研修会時など、さまざまな機会に加入勧奨を行っているが、多くは中小企業であることから、廃業や事業整理、経費節減が進む結果、退会となる事業所もあり、会員数は減少している。新規加入促進のほか、既存会員向けのより魅力のある研修メニューの検討を行う。 ● 八尾市企業人権協議会会員事業所でなくても参加できる人権啓発セミナーを実施することで、事業所内人権意識の啓発と、会員拡大に向けた広報に努めた。未加入事業所にとって企業人権協議会への加入がメリットであると感じられるようなセミナーの開催が求められる。 ● 勤労者と事業所向けに、国・府・市の労働行政にかかる広報や、勤労者・事業所の人権の啓発、勤労者福祉の増進を目的とした「労働情報やお」を発行し、市内事業所や関連機関等へ配架し啓発することを目的としており、内容や発行時期についての検討が必要である。 				
5	2	2		特定職業従事者に対する人権啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 職員の人権意識の高揚を図るため、平成30年度職員研修計画に基づき実施するとともに、職員研修を兼ねた人権担当者研修を3回実施したほか、部局単位による職場人権研修を実施した。人権担当者研修では同和問題、高齢者の人権、外国人の人権をテーマに実施し、延べ208人が参加し、88.1%が研修内容についてよかったと回答があった。 ● 人事課主催の新規採用職員研修として、障害者差別解消法について、また障がい者に対する理解を深め、業務における親切丁寧な市役所、接遇力向上を目的として、「フォローアップ研修」を実施した。 ● 介護保険制度及び障がい者総合支援制度における指定事業者集団指導において、事業者に対し人権意識を高めるためのプログラムを実施した。 ● 介護保険事業者等の人権研修として、介護保険事業者連絡協議会と同時に、『「アンガーマネジメント」～介護現場での「イライラ」と「怒り」のコントロール～』というテーマに実施し、273人の参加があった。 ● 社会福祉協議会(1回)、民生委員児童委員協議会(14回)、更生保護女性会(2回)、保護司会(10回)において、人権研修を実施した。 ● 乳幼児健康診査従事者全員に対して、初めて従事される際に、主に虐待防止のための人権啓発研修を実施した。 ● 消防職員への人権研修として、職員全体研修(1回)、人権担当者の部内研修(24回)、新規採用職員への研修(2回)を実施し、人権意識の向上を図った。 ● 接遇マニュアルを携帯、接遇改善委員会「毎月1回」開催、苦情・投書・意見の検討と改善に資する活動、看護部内接遇実行委員会「毎月1回」開催、接遇研修会の開催、接遇強化月間(11月)を設定し、接遇の強化に努めた。また、市立病院へ寄せられた投書のうち、感謝に関する投書も活用することで職員の接遇を評価するなど、接遇向上の意識醸成を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市職員として、さまざまな人権課題について理解と認識を深め、豊かな人権感覚を身に付けることは重要であり、より多くの職員に参加してもらえるよう、開催テーマや開催時期等を検討する必要がある。 ● 各部局で実施する人権研修等をとおして、新規採用職員以外の職員にも継続した啓発が求められる。 ● 今後も集団指導等を活用し、事業者の人権意識向上のためのプログラムを提供するよう努める必要がある。 ● 多くの介護保険事業従事者に対して人権意識の向上をめざしていくために、今後も継続して研修を実施していく必要がある。 ● 複雑多様化する生活・地域課題や市民の価値観が多様化する中、地域福祉活動を推進する社会福祉協議会並びに地区福祉委員会が、基本的人権を大切にする視点を常に学ぶ必要がある。八尾地区保護司会においては、様々な分野の研修を実施し、保護司としての幅を広げ、更なる人権意識向上等に繋げていく必要がある。 ● 乳幼児健康診査に従事される方が対象のため、周知する対象者の重複が多いことが課題である。 ● 外来講師による全体研修(毎年10月頃)及び人権担当者による消防各署所内での定期研修を行い、十分に周知できたとともに研修が定着している。 ● 医療現場における接遇は、患者様との信頼関係を構築する第一歩としてその重要性について、病院全体の共通認識として捉え、基本理念、基本方針、患者の権利章典の遵守、患者サービスの向上、接遇の徹底を継続していく。 				

章	節	項号	項目	実績	課題等
5	3	1	地域に根づいた人権教育・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 八尾市人権啓発推進協議会において、地域における人権啓発の推進を目的として、地区人権研修を対象の16地区で実施し、669人の参加があった。また、人権啓発推進委員養成研修を5回実施し、338人の参加があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地区人権研修においては、地域の実情や課題にあったテーマや講師の選定、より多くの人に参加してもらえるための周知方法など、地区福祉委員会が主体的に取り組めるよう、ハンドブックや講師リストの充実が必要である。
				<ul style="list-style-type: none"> ● 校区まちづくり協議会活動成果報告会、校区まちづくり協議会研修「地域活動のPRについて(全2回)」の計3回実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在、校区まちづくり協議会では次世代育成や情報発信、担い手など様々な課題を抱えている。そのため、それらの解決の糸口となるような内容の研修を、地域の声を拾いながら企画し、随時実施していく必要がある。また、校区まちづくり協議会活動成果報告会については、開催方法について検討の必要がある。
				<ul style="list-style-type: none"> ● シルバーリーダー養成講座として、認知症キャラバン・メイトによる認知症サポーター養成講座を基礎カリキュラムの1講座として実施し、39人の参加があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ● シルバーリーダー養成講座修了後の活動の推進が課題であるとともに、高齢者が住み慣れた地域で生き生きと安心して暮らし続けるために、継続した取り組みを行う必要がある。
				<ul style="list-style-type: none"> ● 放課後児童室指導員の人権意識の向上のため、放課後児童室指導員研修として、人権研修を3回実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもたちだけでなく、事業に関わるすべての方々の人権を尊重できるように、今後も取り組みを行う必要がある。
				<ul style="list-style-type: none"> ● 桂青少年会館及び安中青少年会館で子育て支援事業を実施した。桂青少年会館では、親子幼児教室、乳児向け教室、親子ウクレレ教室、ファミリー教室を実施し、また、「ゆめの広場」としてプレイルーム、グラウンド等を開放した。安中青少年会館では、親子幼児教室、遊戯室開放を実施したほか、おはなしランドや保健師による親子健康相談会も実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て中の保護者のニーズを把握し、幅広い層の参加につなげる必要がある。また、さらなる情報発信により、事業内容の周知が必要である。
				<ul style="list-style-type: none"> ● 市民を対象に人権学習講座を5回実施し、人権について考えるきっかけとなる場を提供した。 	<ul style="list-style-type: none"> ● さまざまな人権について考えるきっかけを作ることができるよう、講師等の情報収集が必要である。
				<ul style="list-style-type: none"> ● 人権擁護委員によるいじめをなくそう人権教室(13校)の開催やSOSミニレター、人権の花運動、人権週間街頭啓発活動等を行い、市民の人権意識の高揚に寄与した。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権教室について、引き続き積極的な案内を行い、実施校数の維持・増加を図る必要がある。また、法務局との連携を密にし、人権擁護委員の活動の支援の充実を図る必要がある。
5	3	2	家庭における人権教育・啓発の支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て総合支援ネットワークセンター事業として、延べ 9,212人のさまざまな児童家庭相談に対応し、孤立した子育て家庭をなくすとともに、子育てに関する相談事業と子育て支援事業を効果的に連携させ、子育てしやすいまちづくりの推進に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども・子育てに関する相談窓口としての認知度が上がり、児童虐待対策の拠点としての位置付けが明確になったが、相談ニーズは多様化してきており、相談業務体制のますますの充実が求められる。
				<ul style="list-style-type: none"> ● 一般教育相談、特別な支援が必要な子どもの教育相談、巡回相談、医療相談、子育て相談を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども理解や発達の見立て及びカウンセリングマインドなどのスキル等、学校園における教育相談体制に必要となるものについて、ケース会議やカンファレンス及び巡回相談などを通して学校園へ還元していくことが重要である。
				<ul style="list-style-type: none"> ● ファミリーサポートセンター事業として、会員の募集、登録及び研修、会員間の交流、会員間のコーディネート、サブリーダーの設置・活用を行うことにより、子育て家庭への支援と児童福祉の向上を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 援助会員数は若干増加しているが、年間援助活動数は減少。依頼会員のニーズの多様化、援助会員のライフスタイルの変化によりマッチングが難しくなっている。ニーズに対応し、活動件数の増加を目指し、援助会員の確保及び質の向上を目的とした研修の充実を図る必要がある。
				<ul style="list-style-type: none"> ● 八尾市いじめ防止基本方針(概要版)を人権政策課窓口配架し、情報提供を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ● いじめ防止の啓発に努めるため、人権啓発セミナー等の機会を利用し、いじめ防止基本方針を周知する必要がある。

章	節	項	号	項	目	実	績	課	題	等
5	3	3		相互理解と 交流の推 進	<ul style="list-style-type: none"> ● 桂人権コミュニティセンター及び安中人権コミュニティセンターにおいて、近隣地域の住民の福祉の向上、自立支援を図るため、生活相談事業を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の実態を踏まえた相談事業を充実させるとともに、相談者に寄り添いながら関係機関と連携して就労や生活の充実につながるような取組みを行う必要がある。 				
					<ul style="list-style-type: none"> ● 各管内で地域内施設連絡会を開催し、地域内の関係機関等のネットワークの構築と情報共有を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域内施設連絡会参加施設との情報共有・連携をさらに進め、相互相談が行うことのできる地域のネットワーク構築を図る。 				
					<ul style="list-style-type: none"> ● 市政だよりやFMちゃおを活用し、障害者差別解消法やヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法の周知、人権週間等の周知を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市政だよりやFMちゃお、ホームページなど、それぞれの媒体を活用し、人権について考えるきっかけとなるよう、積極的な情報提供を行う必要がある。 				
					<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者フォーラム事業として、「障がい者の主張」等の実施により、障がい者自身が企画・運営及び発信することで、障がい者理解の促進を図った。(参加者数(アンケート回答者数)98人) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 引き続き、来場者増加に向けて、開催情報の提供等について検討していく必要がある。 				
					<ul style="list-style-type: none"> ● 識字・日本語教室を開催し、「よみ・かき・ことば」など学習の機会を提供し、識字教室では延べ338人、日本語教室では延べ617人の参加があり、継続学習による基礎学力の向上を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「よみ・かき・ことば」を必要とする市民がいる現状を踏まえ、引き続き関係者と協議しながら実施していく必要がある。 				
					<ul style="list-style-type: none"> ● (公財)八尾市国際交流センターにおいて、ボランティアの協力を得て、日本語学習のサポートを行い、163組の参加があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティアの人材確保・人材育成、実施場所の確保に関する他団体との連携の継続が必要である。 				
					<ul style="list-style-type: none"> ● 外国人市民情報提供事業として、外国人市民向けに、市政情報や地域コミュニティ情報を多言語で提供するため、ベトナム語、中国語、英語の3カ国語による多言語情報誌を月1回作成した。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 多言語による情報を必要としている外国人市民に、よりわかりやすい情報をなるべく早く届けるための工夫が必要である。 				
5	3	4		市民団体 や研究機 関による活 動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 世界人権宣言八尾市実行委員会において、世界人権宣言の精神を市民に広めるために、加盟団体に呼びかけたネットワーク会議を開催し、ひゅーまんフェスタやパネル展、人権週間期間での世界人権宣言記念行事として「せじ〜ん70」の取組等を実施した。また、世界人権宣言70年目にあたることから、記念講演会を開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権を大切にすまちづくりのために、加盟団体だけでなく、市内のあらゆる人権諸団体へネットワークを広げることによって、各啓発事業の参加者の増加、広がりを図る必要がある。 				
					<ul style="list-style-type: none"> ● 八尾市人権啓発推進協議会において、一日研修会、みんなのしあわせを築く八尾市民集会、人権啓発推進委員養成研修(5回)、16地区での地区人権研修を実施し、人権啓発の推進を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 時事性の高いテーマや市民ニーズを把握し、より多くの市民が参加したいと思えるようなテーマや講師の選定、効果的な周知方法を検討する必要がある。 				

章	節	項号	項目	実績	課題等
6		1	総合的かつ効果的な推進体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 総合的な人権学習情報の提供を推進するため、ホームページや市政だより「じんけんのページ」、FMチャオの活用などにより、広く市民へ情報提供を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ホームページや市政だよりは重要な情報発信手段の一つであり、さまざまな情報を提供できるよう、情報収集に努めるとともに、見やすい内容になっているか等を考慮し、わかりやすい情報提供に努める必要がある。
				<ul style="list-style-type: none"> ● 桂人権コミュニティセンターにおいて、地域総合情報誌「はな緒」を年間12回、安中人権コミュニティセンターにおいて、地域総合情報誌「あえーる」を年間12回発行し、講座等の通信などを独自に発行し、人権学習情報の提供手法の一つとして活用を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 読み手にとって読みやすい紙面づくりを検討するとともに、センター講座等の紹介以外に、地域に密着した情報をより多く掲載する必要がある。
				<ul style="list-style-type: none"> ● (一財)八尾市人権協会において、さまざまな人権課題について、その現状と課題をまとめたブックレットを発行し、情報提供を図った。30年度は、障害者差別解消法、ヘイト・スピーチ解消法、部落差別解消推進法の差別解消三法が施行され、その取り組みが進められてたが、施行後2年が経過し、改めてその法律の周知・啓発の一貫として条文を掲載した。また、八尾市では人権にかかわる条例、方針、指針等が多く策定されていることから、改めて紹介することにより、関係団体の啓発活動の一助となるように『人権のメルクマーク～人権法令・条例・指針資料集～』として発行した。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 毎年1冊のブックレットを作成している。できる限りその年の重要なテーマとなる人権課題や、人権学習活動に活用できる内容で発行する必要がある。
				<ul style="list-style-type: none"> ● 世界人権宣言八尾市実行委員会において、人権にかかわる課題を中心に取り上げ、編集会議から市民のネットワークを活かしながら、「ちいき・人権・World」を年4回発行した。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「ちいき・人権・World」は、市民啓発を目的としてタイムリーな人権情報の発信と、ネットワークを広げるための媒体の役割があり、従来通り、加盟団体代表者と八尾市との協働編集会議にて編集方針を議論し、二つの目的がより充実できるよう編集に努める。
				<ul style="list-style-type: none"> ● 聴覚・言語障がい者等が社会生活上、公的機関・医療機関等へ外出が必要なときに、コミュニケーションの手段として手話通訳者を延べ384人派遣した。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 日中の通訳者等が少ないため、より多くの人材の確保が必要である。
				<ul style="list-style-type: none"> ● (一財)八尾市人権協会において、人権を「他人ごと」から「自分ごと」へを目標に、じんけん楽習塾を7回開催した。性風俗で働く若者を減らすための支援、公害被害者の取り組み経験から「社会が変わる・かえる」とはどういうことか、外国人住民に対する職場や地域でおこるハラスメント、高齢社会をどのように考えるか、等々をテーマに実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ● じんけん楽習塾を通して、あらゆる人権テーマの取り組み(イベント)等への参加促進、人権尊重の行動につながる人材育成をめざして、参加人数、参加者層の広がりをはかるために広報活動の充実が求められる。
				<ul style="list-style-type: none"> ● 市内で活動している団体や企業、市民等に対し、所管している人権啓発用DVDを貸出し、人権意識の高揚に努めた。(貸出回数5回、貸出本数6本) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 映像を通じての人権啓発は効果的な手法の一つであり、DVDの充実を図るとともに、積極的な周知を行う必要がある。
				<ul style="list-style-type: none"> ● 第2次八尾市人権教育・啓発プランを推進するための取り組みとして、公募による市民委員を募集し、八尾市人権教育・啓発プラン推進市民フォーラムを6回開催した。啓発グッズとしてポスターとLINEスタンプの2つを作成した。 	<ul style="list-style-type: none"> ● より良い啓発手法について検討していく必要がある。
				<ul style="list-style-type: none"> ● (一財)八尾市人権協会、世界人権宣言八尾市実行委員会、八尾市人権啓発推進協議会、八尾市企業人権協議会、八尾市人権教育研究連合協議会等の各種団体との連携を図り、人権教育・啓発の効果的な推進を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種団体等とさらなる連携を深め、協働で人権尊重のまちづくりに向けた取り組みを進めていく必要がある。
6		2	進行管理と評価の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政施策全般に対する「八尾市民意識調査」において、人権に関する調査項目を4項目設け、市民ニーズや満足度等の意識の把握に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民ニーズや満足度等の意識を把握していくため、引き続き人権に関する調査項目を設ける。
				<ul style="list-style-type: none"> ● 人権相談、女性相談、外国人市民相談、高齢者虐待相談、障がい者福祉に関する相談、児童虐待防止対策事業等の各相談に対し、適切な対応に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 悩みを抱えている市民が適切な相談機関につながるができるよう、広く相談機関の情報収集に努める必要がある。